

平川市運転免許取得等支援補助金のご案内



当市へ移住した方の雪道運転の不安を解消するため、運転免許の取得や技術向上の取組みに係る経費の一部を補助します。

●対象となる人

次の①～⑤の全てを満たす方が対象です

- ① 5年以上平川市に住民登録がなく移住し、県外から転入後1年以内の方。
- ② 申請日時点で満65歳以下の方。
- ③ 市内の自動車教習所を卒業して普通自動車運転免許を取得予定、または市内の自動車教習所で安全運転講習を受講予定の方。
- ④ 転入日から、5年以上平川市に居住する意思のある方。
- ⑤ 申請者及び世帯員に市税等の滞納がない方。



●対象となる経費

- (1) 自動車教習所の入学料、教習料及び受講料
- (2) その他免許交付等に係る経費



●補助上限額

- (1) 普通自動車運転免許を取得した方 **最大15万円**
- (2) 安全運転講習を受講した方 **最大1万円**

※ただし、1世帯につき1名分に限ります。

●平賀自動車学校には、割引やお得なサービスも！



平賀自動車学校では、本補助制度を活用して運転免許を取得する方を対象として**2万円割引**されるキャンペーンも実施中♪
詳細は「平賀自動車学校」へお問い合わせください！



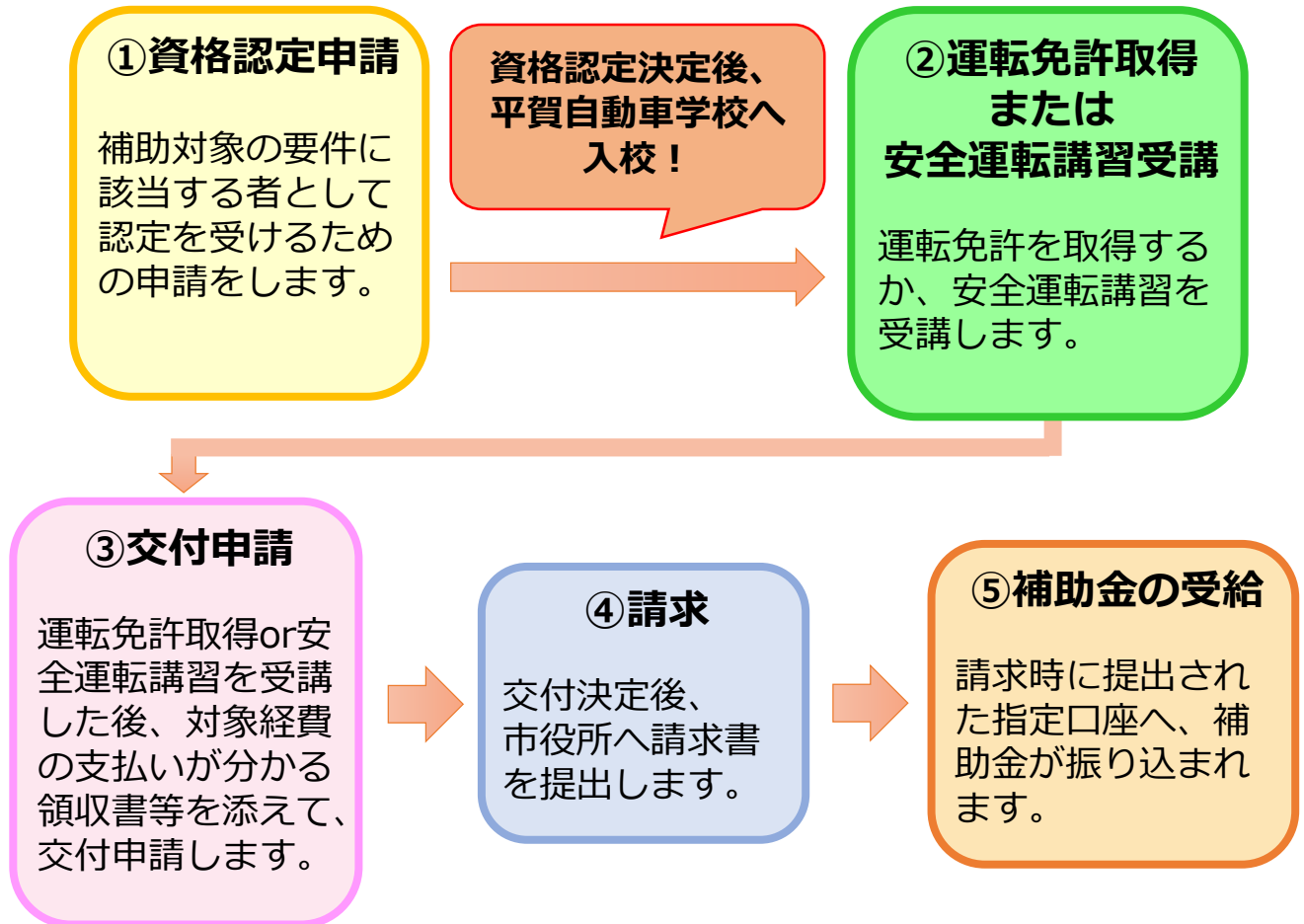
やっぱりここだね、
平川市
NOSTALGIC CITY HIRAKAWA

【お問い合わせ先】

平川市総務部 経営戦略課 企画経営係

☎0172-55-5737 ✉kikakukeiei@city.hirakawa.lg.jp

【手続きの流れ】



資格認定申請日から交付申請日までの期間が1年を超えた場合、本制度による補助は受けられませんので、十分ご注意ください。

【提出書類】

1 資格認定申請時の必要書類

- 平川市移住者運転免許取得等支援事業補助金資格認定申請書（様式第1号）

2 交付申請時の必要書類

- 平川市移住者運転免許取得等支援事業補助金交付申請書（様式第3号）
- 補助対象経費の支払を証明する書類の写し
- （運転免許を取得した方のみ）
運転免許証の写し、またはマイナンバーカードと運転免許証を一体化した場合は、免許証に記録された運転免許情報が分かるものの写し
- 申請者及び世帯員の直近年度の納税証明書または非課税証明書

3 請求時の必要書類

- 平川市運転免許取得等支援事業補助金交付請求書（様式第5号）
- 口座番号が確認できる通帳又はキャッシュカードの写し

【お問い合わせ先】

平川市総務部 経営戦略課 企画経営係 ☎0172-55-5737
✉kikakukeiei@city.hirakawa.lg.jp